

参考資料

平成30年12月以降のBS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

1ch (11.72748GHz)			3ch (11.76584GHz)			13ch (11.95764GHz)			15ch (11.99600GHz)		
BS朝日 総合編成 (16)	BS-TBS 総合編成 (16)	BS Japan 総合編成 (16)	WOWOW プライム 総合娯楽 (24)	NHK BSプレミアム (18)	ディズ ニー チャ ンネ ル 総合 娯楽 【SD】 (6)	BS日テレ 総合編成 (16)	BSフジ 総合編成 (16)	BSアニマッ クス アニメ (16)	NHK BS1 (20)	スターチャ ンネル 2 映画 (13)	スターチャ ンネル 3 映画 (13)
5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)			9ch (11.88092GHz)			11ch (11.91928GHz)			
WOWOW ライブ 総合娯楽 (24)	WOWOW シネマ 総合娯楽 (24)	BS朝日 総合編成 (40)	BSジャパン 総合編成 (40)	BS日テレ 総合編成 (40) ※1	BS11 総合編成 (18)	スターチャ ンネル 1 映画 (15)	TwelIV 総合編成 (15)	BS スカパー！ 総合娯楽 (16)	FOXスポー ツ &エンター テイメント 総合娯楽 (16)	放送大学 大学教育放送 (16)	
17ch (12.03436GHz)			19ch (12.07272GHz)			21ch (12.11108GHz)			23ch (12.14944GHz)		
NHK SHV 4K (40)	BS-TBS 4K 総合編成 (40)	BSフジ 総合編成 (40)	グリーンチャンネル 農林水産情報・ 中央競馬 (16)	J SPORTS 1 スポーツ (16)	J SPORTS 2 スポーツ (16)	シネフィル WOWOW 映画 (16)	J SPORTS 4 スポーツ (16)	J SPORTS 3 スポーツ (16)	BS釣りビジョン 娯楽・趣味 (16)	BS日本映画 専門チャンネル 映画 (16)	Dlife 総合編成 (16)

注: 斜体表示のテレビ番組(7ch、17ch)は4K。

→ ※1 BS日テレは平成31年12月1日より、それ以外は平成30年12月1日より放送開始予定。

4K6番組 HD28番組 SD1番組

合計35番組※2

※2 データ放送(1番組)、音声放送(1番組)を除く。

平成30年12月以降のBS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

2ch (11.74666GHz)	4ch (11.78502GHz)	6ch (11.82338GHz)	8ch (11.86174GHz)		
未使用	未使用	未使用	ショッピングチャンネル	※ QVC	映画エンタテインメントチャンネル
(120)	(120)	(120)	ショッピング	ショッピング	映画
(120)	(120)	(120)	(40)	(40)	(40)
10ch (11.90010GHz)	12ch (11.93846GHz)			14ch (11.97682GHz)	16ch (12.01518GHz)
未使用	※ WOWOW			NHK SHV 8K	未使用
(120)	総合娯楽			(120)	(120)
(120)	(40)	(40)	(40)	(120)	(120)
18ch (12.05354GHz)	20ch (12.09190GHz)	22ch (12.13026GHz)			
未使用	未使用	未使用			
(120)	(120)	(120)			

注: BS放送(左旋)のテレビ番組は4K(NHKは8K)。

※ QVCは平成30年12月31日より、WOWOWは平成32年12月1日より、それ以外は平成30年12月1日より放送開始予定。

8K1番組 4K4番組

合計5番組

東経110度CS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図(H30.1.1現在)

事業者
番組

スロット数

事業者
番組

スロット数

事業者
番組

スロット数

ND2 (12.291GHz)			ND4 (12.331GHz)					ND6 (12.371GHz)					ND8(12.411GHz)							
シーエス・ワンテン		シー・ティ・ビー・エス	スカパー・エンターテイメント	東北新社メディアサービス	CS日本	インタラクティブチャンネル	スカイ・エー	サテライト・サービス	インターローカルメディア	シーエス・ワンテン		SCサテライト放送		シーエス・ワンテン	東映衛星放送	松竹ブロードキャスティング				
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	TBSチャンネル1	スカパー!プロモ100	ザ・シンネマ	チャンネルNECO	ヒストリーチャンネル	囲碁・将棋チャンネル	スカイA	ディスカバリーチャンネル	アニマルプラネット	ホームドラマチャンネル	歌謡ポップスチャンネル	CNN-	MTV HD	ショップチャンネル	日テレNEWS24	ミニミュージック・エア	デイズニージェニア	東映チャンネル	衛星劇場
HD	HD	HD	【無料】					HD					HD		【無料】	HD				
(16)	(16)	(16)	(12)	(6)	(4.8)	(6)	(3.2)	(16)	(7)	(7)	(6)	(6)	(6)	(16)	(16)	(8)	(6)	(6)	(6)	(6)

ND10 (12.451GHz)				ND12 (12.491GHz)			ND14 (12.531GHz)			ND16 (12.571GHz)					
スカパー・エンターテイメント				キッズステーション	GAORA	エムオン・エンタテインメント	日本映画放送	東北新社メディアサービス		宝塚クリエイティブアーツ	ビーエスFOX	AXNエンタテインメント	インタラクティブ	シーエス・ワンテン	
スカチャン1	スカチャン2	スカサカ!	スカチャン3	キッズステーションHD	GAORA	MUSIC ON! TV (エムオン!HD)	時代劇専門チャンネルHD	Super! Family TV HD	ファミリー劇場HD	TAKARAZUKA SKY STAGE	ナショナルジオグラフィック	AXN	アニメシアターX (AT-X)	チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス 日本のおうた	BBCワールド ニュース
HD		HD		HD	HD	HD	HD	HD	HD						
(16)	(8)	(16)	(8)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(12)	(6)	(6)	(10)	(8)	(6)

ND18 (12.611GHz)			ND20 (12.651GHz)			ND22 (12.691GHz)			ND24 (12.731GHz)										
インタラクティブ			サテライト・サービス			スカパー・エンターテイメント	サテライト・サービス	スカパー・エンターテイメント	シー・ティ・ビー・エス		CS日本								
ゴルフネットワークHD	女性チャンネルLala TV (HD)	ムービー Nusantara HD	フジテレビONE	スポーツ・バラエティ	フジテレビTWO	ドラマアニメ	フジテレビNEXT	ライブ・プレミアム	FOX	スペースシャワーTV	カートウーン・ネットワーク	QVC(キューワイワイ)【無料】	TBSチャンネル2	TBSこえすバード	日テレプラスHD	AXN ミニアター	MONDO TV	1000%ヒット! スペースシャワーTVプラス	日テレプラス
HD	HD	HD	HD	HD	HD	HD	HD	HD				【無料】			HD				
(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(6)	(6)	(6)	(14)	(10)	(6)	(16)	(6)	(6)	(6)	(14)

総合娯楽 映画 スポーツ 音楽 アニメ 海外ドラマ・バラエティ 国内ドラマ・バラエティ・舞台 ドキュメンタリー ニュース 娯楽・趣味 教育 ショッピング ガイド

※スカパーJSAT(株)が有料放送管理事業者として、上記全ての衛星基幹放送事業者が提供している有料放送の役割に係る管理業務を行っているもの。

放送番組数	
HD 21番組	SD33番組
合計54番組	

平成30年12月以降の東経110度CS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

ND1 (12.271GHz)		ND3 (12.311GHz)		ND5 (12.351GHz)		ND7 (12.391GHz)	
未使用		未使用		未使用		未使用	
(120)		(120)		(120)		(120)	
ND9 (12.431GHz)		ND11 (12.471GHz)		ND13 (12.511GHz)		ND15 (12.551GHz)	
スカパー・エンターテイメント		スカパー・エンターテイメント		未使用		未使用	
スカチャン4K 1 総合娯楽	スカチャン4K 2 総合娯楽	スカチャン4K 3 総合娯楽	スカチャン4K 4 総合娯楽	未使用		未使用	
(60)	(60)	(60)	(60)	(120)		(120)	
ND17 (12.591GHz)		ND19 (12.631GHz)		ND21 (12.671GHz)		ND23 (12.711GHz)	
未使用		スカパー・エンターテイメント		スカパー・エンターテイメント		放送サービス高度化推進協会	
未使用		スカチャン4K 5 総合娯楽	スカチャン4K 6 総合娯楽	スカチャン4K 7 総合娯楽	【平成29年4月1日～】※ A-PAB試験放送		【平成30年12月1日～】 スカチャン4K 8 総合娯楽
未使用		スカチャン4K 5 総合娯楽	スカチャン4K 6 総合娯楽	スカチャン4K 7 総合娯楽	スカパー・エンターテイメント		
(120)		(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)

注:東経110度CS放送(左旋)のテレビ番組は4K。

4K番組 合計8番組

※ A-PAB試験放送は平成29年4月1日からスカチャン4K 8(実用放送)開始まで放送予定。
スカチャン4K 1から8まで(実用放送)は平成30年12月1日より放送開始予定。

関係条文

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抄

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあっては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハマまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）

(1) イからハマまでに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ト 第三条第一項又は第四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受

け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 第三百十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称

四 希望する放送対象地域

五 基幹放送に関し希望する周波数

六 業務開始の予定期日

七 放送事項

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

5 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（指定事項及び認定証）

第九十四条 前条第一項の認定は、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を指定して行う。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

- 二 放送対象地域
- 三 基幹放送に係る周波数
- 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。
- 3 認定証には、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載しなければならない。
 - 一 認定の年月日及び認定の番号
 - 二 認定を受けた者の氏名又は名称
 - 三 基幹放送の種類
 - 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称
 - 五 放送対象地域
 - 六 基幹放送に係る周波数
 - 七 放送事項

（認定の更新）

- 第九十六条 第九十三条第一項の認定は、五年ごと（地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと）にその更新を受けなければ、その効力を失う。
- 2 総務大臣は、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項の更新の申請があつたときは、第九十三条第一項第四号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（認定の申請）

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

一 （略）

二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあっては、放送をする一の放送番組）ごと

三 （略）

（申請書）

第六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第六十五条 法第九十三条第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（認定の際に指定する周波数の表示）

第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項についてはテレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき限り指定するものとする。

一 中央の周波数

二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）

三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）

四 補完放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の九に規定する補完放送をいう。以下同じ。）の方法（補完放送を行う場合に限る。）

五 スロットの番号

六 搬送波の変調の方式

- 七 誤り訂正内符号の符号化率
 - 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
 - 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
 - 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
 - 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
 - 十二 放送時間帯
- 2～5 （略）

（認定の更新の申請）

- 第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の様式の更新申請書を、移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十六号の二の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。
- 一 地上基幹放送 別表第六号から別表第十号までの様式による書類
 - 二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第七号の様式による事業計画書

別表第六の二号(第六十四条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注6)	
欠格事由の有無(注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「衛星基幹放送—テレビジョン放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受

けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110°
経度及び緯度の変動幅 ±0.1°

注4

(1) 広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 広帯域伝送方式

シンボル数(合計) 20.0025Mbaud

超短波放送

第1番組

シンボル数 0.16125Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル

数(当該補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合に
あつては、補完放送に係る 1 秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第 1 番組

シンボル数 0.60125Mbaud

スロット数 1 スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載する
こと。

(第 68 条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行
う場合は、各放送に係る 1 秒における伝送容量又は 1 秒における基準伝送容量ご
との合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492bps

第 1 番組 6,570,246bps(補完放送(音声)を含む。※)

第 2 番組 6,570,246bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/
525 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 544 画
素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信
号の画素数 480 画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴
うもの以外のもを行う場合は、当該補完放送に係る 1 秒当たりの伝送容量
又は 1 秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る 1 秒当たりの伝送容量
又は 1 秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、補完放
送に係る 1 秒当たりの伝送容量又は 1 秒当たりの基準伝送容量)を明記する
こと。

(3) 高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載する
こと。

(第 68 条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行
う場合は、各放送に係る 1 秒における伝送容量又は 1 秒における基準伝送容量ご
との合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する

場合はその旨明記。)

シンボル数 11.2520Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 40 スロット

変調方式 16APSK

誤り訂正率 7/9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次/2160 本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840 画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 2160 画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

- (4) (3)の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときは、次のように記載すること。

(記載例) 放送時間帯として希望する時間帯

(月) 10時~22時

(火) 10時~22時

(水) 10時~22時

(木) 10時~22時

(金) 10時~22時

(土) 10時~22時

(日) 10時~22時

ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

注5

- (1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道 (一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講

座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

成人向け番組の有無 有 無

- (2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

- (3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等	XML方式	無	

の経済情報			
最新自動車情報、 自動車部品等を紹 介する電子マガジ ン	(何)方式	無	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

- エ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合
- オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合
- カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合
- (5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
放送事項を次のように記載すること。
 - ア 博覧会等の用に供する場合
(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項
 - イ 災害発生時に役立てる場合
(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項
- (6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合
(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

- (1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
- (2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。
- (3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
 - ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
 - イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握でき

るよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法第93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第七号～十号、十六号 (略)

○平成十七年総務省訓令第四十一号 抄

放送衛星業務用の周波数を使用するデジタル放送のうち、平成17年8月17日から同年9月13日まで認定申請を受け付けるものに係る認定方針

(比較審査基準)

- 第3条 委託放送業務及び委託国内放送業務（協会が行うものに限る。以下同じ。）に指定する周波数が不足する場合には、認定申請を受け付けるBSデジタル放送に係る認定においては、放送法関係審査基準第8条の規定によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 委託放送業務の申請を優先する。
 - 二 BSデジタル放送に係る委託放送業務に関し、既に標準テレビジョン放送、データ放送又は超短波放送に係る認定を受けている者（以下「既存事業者」という。）以外の者（以下「新規事業者」という。）による申請を優先する。ただし、既存事業者のうち既存の委託放送業務を廃止することを前提に新規の委託放送業務について申請を行う者は、新規事業者とみなす。
 - 三 新規事業者による申請のうち、高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請を優先する。また、既存事業者による申請についても同様とする。
- 2 前項各号に掲げる基準による優先順位に差異のない複数の申請については、特に次の各号に適合する度合いを同程度かつ総合的に勘案して、BSデジタル放送の普及及び健全な発達に資するものを優先する。
- 一 財政的基礎の確実性が高いこと。
 - 二 番組の自主制作能力又は番組の供給を受けることの確実性が見込めること。
 - 三 青少年保護への配慮がなされていること。
 - 四 視聴覚障害者への配慮がなされていること。
 - 五 1週間の放送時間における高精細度テレビジョン放送の放送時間の割合が高いこと。
 - 六 より多くの世帯が視聴する可能性が高いこと。
 - 七 周波数の効率的利用が図られるものであること。
 - 八 個人情報 の適正な取扱い等視聴者利益が確保されるものであること。
- 3 BSデジタル放送全体として、特定の分野に偏らず多様な番組が提供されることとなるよう配慮する。

○基幹放送普及計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)抄

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条の二第五項の規定に基づき、放送普及基本計画を次のとおり告示する。

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波(円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。)の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。